

中国による防空識別圏設定の即時撤回を求める決議

去る11月23日、中国政府は東シナ海上空に防空識別圏を設定し、当該区域を飛行する航空機に対して中国国防部の定めた規則を適用するとともに、これに従わない場合には中国軍による「防衛的緊急措置」をとる旨発表した。

中国側のこうした措置は、東シナ海周辺における現状を一方的に変更し、現場海空域において不測の事態を招きかねない極めて危険なものである。

今回の中国側の措置は、公海上空を飛行する民間航空機を含む全ての航空機に対して、一方的に軍の定めた手続きに従うことを強制的に義務付け、これに従わない場合、軍による対応措置を講じるとしたことは、国際法上の一般原則である公海上空における飛行の自由を不当に侵害するものであると同時に、アジア太平洋地域ひいては国際社会全体の平和と安定に対する重大な挑戦である。

東シナ海は多くの民間航空機の飛行経路であり、民間航空の秩序及び安全を脅かす中国側の措置は、極めて不当なものである。

また、東シナ海は奄美群島や三島・十島などに面しており、鹿児島県にとって極めて重要な海域であることから、本県としても重大な危惧を抱かざるを得ない。

加えて、中国側が設定した空域は、我が国固有の領土である尖閣諸島の領空をあたかも「中国の領土」であるかのごとき表示をしており、このような力を背景とした不当な膨張主義は断じて受け入れることはできない。

よって、本県議会は、公海上空における飛行の自由を妨げるような今回の一切の措置を、中国側が即時撤回することを強く要求する。

また、政府においては、同盟国である米国をはじめ、周辺諸国や国際社会及び国連をはじめとする国際機関とも緊密に連携しつつ、我が国の主権と国民の生命・財産を断固として守り抜くため、毅然たる態度で臨むことを強く要望する。

以上、決議する。

平成25年12月18日

鹿児島県議会